

那覇市公報

第 1 7 4 1 号その 1

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 令和元年（2019 年）5 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…………… 411
- 令和元年度市政功労者の表彰について（秘書広報課）…………… 412
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について（保護管理課）…………… 415
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 416
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 417
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 418
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 419
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 420

◇ 公 告 ◇

- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）…………… 421

◇消防局告示◇

○消防法令違反に対する措置命令について…………… 422

◇選挙管理委員会告示◇

○政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する告示…………… 423

○那覇市選挙人名簿の閲覧に関する事務執行規程の一部を改正する告示…………… 425

告 示

那覇市告示第 88 号

令和元年 5 月 17 日

掲 示 済

令和元年(2019 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について

令和元年(2019 年) 5 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 令和元年 5 月 27 日（月）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1） 那覇市税条例の一部を改正する条例制定について
 - （2） 那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - （3） 令和元年度那覇市一般会計補正予算（第 1 号）
 - （4） 専決処分の承認を求めることについて（那覇市税条例等の一部を改正する条例制定）
 - （5） 専決処分の承認を求めることについて（那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
 - （6） 専決処分の報告について(工事請負金額の変更)
 - （7） 専決処分の報告について(市道平良石嶺北線ガードレール横倒しによる車両損傷事故)

那覇市告示第 89 号

令和元年 5 月 20 日

掲 示 済

令和元年度市政功労者の表彰について

令和元年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第 2 条第 1 項の規定に基づき次の者を那覇市政功労者として表彰したので同条例第 5 条第 2 項の規定により公示する。

那覇市長 城 間 幹 子

登録番号 450 号

氏 名 あざま みさこ
安座間 美佐子（71 歳）

功 績 概 要 平成 9 年より 8 年間、および平成 23 年より 6 年間の通算 14 年間にわたり那覇伝統織物事業協同組合の理事長を務め、組合の発展に尽力。また、平成 15 年に経済産業大臣指定の伝統的工芸品「首里織」部門の伝統工芸士認定を受け、本市の伝統工芸の発展に貢献。

登録番号 451 号

氏 名 うらさき いしろう
浦崎 唯昭（75 歳）

功 績 概 要 昭和 60 年より那覇市議会議員として 3 期約 11 年、また、平成 8 年から 5 期 18 年半にわたり那覇市選出の県議会議員を務め、県議会副議長等の要職を歴任するなど、本市の発展に貢献。さらに、平成 26 年から 3 年 3 か月間、沖縄県副知事として活躍した。

登録番号 452 号

氏 名 おおやま ひでお
大山 日出男（80 歳）

功 績 概 要 昭和 46 年の開業から、地域において口腔衛生の正しい知識の普及向上に尽力。また、長年にわたり歯科校医を務めるとともに、乳幼児歯科健診や住民健診等にも協力、地域歯科医療の充実強化に積極的に取り組み、本市の健康福祉の増進に貢献。

登録番号 453 号

氏 名 おなが まさとし
翁長 政 俊（69 歳）

功 績 概 要 昭和 60 年より那覇市議会議員を 2 期約 7 年、平成 8 年より那覇市選出の県議会議員を務めた。その後、平成 17 年から 1 年 4 か月、那覇市収入役として市政発展に尽力。平成 20 年より再び県議を務め、通算 5 期 18 年 3 か月の在任中に県議会副議長等の要職を歴任するなど本市の発展に貢献。

登録番号 454 号

氏 名 せ な は たかこ
瀬名波 孝子（86 歳）

功 績 概 要 9 歳で沖縄芝居の世界に入り、様々な劇団やテレビ、映画などで活躍。近年では、那覇市文化協会で演技指導を行うとともに演出家として後継者育成に努め、また、沖縄県指定無形文化財「琉球歌劇」保持者に認定されるなど、本市の芸能文化の発展に貢献。

登録番号 455 号

氏 名 とかしき けん
渡嘉敷 見（78 歳）

功 績 概 要 昭和 58 年から 36 年間、那覇市立松城中学校の学校薬剤師として学校環境衛生の改善に尽力。那覇市教育委員会での学校保健意見交換会においても、学校環境衛生の重要性、特に日常検査が大切であることを指導助言するなど、本市の学校保健活動の発展に貢献。

登録番号 456 号

氏 名 なかち ひろし
仲地 博（73 歳）

功 績 概 要 昭和 49 年より大学で教壇に立ち人材育成に努める一方、長年にわたり本市の多くの附属機関等の委員を歴任。那覇市総合計画審議会では委員長を務め、本市の最上位計画である「第 5 次那覇市総合計画」の策定に尽力するなど、本市の発展に貢献。

登録番号 457 号

氏 名 やふそ さちこ
屋富祖 幸子（71 歳）

功 績 概 要 44 年余りの長きにわたり琉球びんがたの制作に従事するとともに、平成 15 年から 15 年間、琉球びんがた事業協同組合の理事長を務め、組合の活性化に尽力。平成 30 年には厚生労働省の「現代の名工」に選出されるなど、本市の伝統工芸の発展に貢献。

登録番号 458 号

氏 名 よしだ たえこ
吉田 妙子（83 歳）

功 績 概 要 昭和 25 年に初舞台を踏み、県外、国外での公演活動をはじめ、多くのテレビや映画に出演。また、琉球史劇のうちなーぐち翻訳家として活動するほか、沖縄県指定無形文化財「琉球歌劇」保持者にも認定されるなど、本市の芸能文化の発展に貢献。

登録番号 459 号

氏 名 わくた ひろし
湧田 弘（79 歳）

功 績 概 要 壺屋陶器事業協同組合の理事を歴任し、伝統工芸品としての壺屋焼の地位の確立に尽力。また、那覇市制施行 90 周年記念事業の一環として設置された壺屋焼巨大シーサーの制作では、7 人の陶工のリーダーとして指揮を執るなど、本市の伝統工芸の発展に貢献。

那覇市告示第 98 号

令和元年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 51 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり辞退の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名	称	開設者	辞退年月日
所 在 地			
メインプレイス ニック	アイクリ	砂川 尊	平成 31 年 4 月 30 日
那覇市おもろまち4丁目4番9号			

那覇市告示第 99 号

令和元年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった

那覇市長 城 間 幹 子

名	称	開設者	廃止年月日
所 在 地			
オリーブ薬局	MAC アドバイザリー株式会社		平成 31 年 3 月 31 日
那覇市田原 3 丁目 1 番地 12 101			

那覇市告示第 100 号

令和元年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
介護保険相談所 心暖 (居宅介護支援)	平成 31 年 3 月 31 日
那覇市山下町 4 番 29 号	
医療法人城南会 小禄みなみ診療所 (短期入所療養介護、介護療養型医療施設)	平成 31 年 3 月 31 日
那覇市宮城 1 丁目 1 番 37 号	

那覇市告示第 101 号

令和元年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
砂川口腔ケアクリニック	砂川 元	平成 31 年 4 月 1 日
那覇市字大道 116 番地		
あいず訪問看護ステーション 那覇	あいず沖縄株式会社	平成 31 年 4 月 1 日
那覇市安謝 1 丁目 18 番 20 号メゾネットおかっぱ みず いろ 1		

那覇市告示第 102 号

令和元年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
共創未来 安里薬局		平成 31 年 3 月 31 日
名称	共創未来 安里薬局 (ひまわり薬局 那覇店)	
オリブ山病院		平成 31 年 4 月 1 日
開設者	社会医療法人 葦の会 (特定医療法人 葦の会)	
オリブ山訪問看護ステーション		平成 31 年 4 月 1 日
開設者	社会医療法人 葦の会 (特定医療法人 葦の会)	
シャロンクリニック		平成 31 年 4 月 1 日
開設者	社会医療法人 葦の会 (特定医療法人 葦の会)	
エステルクリニック		平成 31 年 4 月 1 日
開設者	社会医療法人 葦の会 (特定医療法人 葦の会)	

那覇市告示第 103 号

令和元年 6 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 54 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
共創未来 安里薬局		平成 31 年 3 月 31 日
名称	共創未来 安里薬局 (ひまわり薬局 那覇店)	
オリブ山訪問看護ステーション		平成 31 年 4 月 1 日
開設者	社会医療法人 葦の会 (特定医療法人 葦の会)	
小規模多機能ホーム はれる家		平成 31 年 4 月 1 日
開設者	社会医療法人 葦の会 (特定医療法人 葦の会)	
介護老人保健施設 オリブ園		平成 31 年 4 月 1 日
開設者	社会医療法人 葦の会 (特定医療法人 葦の会)	

公 告

那覇市公告第 59 号
令和元年 5 月 8 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・5・20号 一銀線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和元年5月8日～令和6年3月31日

消防局告示

那覇市消防局告示第 1 号

平成 31 年 4 月 28 日

掲 示 済

消防法令違反に対する措置命令について

消防法（昭和23年法律第186号）第4条に基づき下記の防火対象物に立入検査を実施したところ、消防法令違反があり、これまで違反是正について行政指導を行ってきましたが、一向に改善が見られないため、消防法第17条の4第1項に基づき関係者に対し、消防用設備等の設置命令を行ったものです。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

記

- 1 命令日時：平成31年4月28日
- 2 命令事項：建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 3 所在地：那覇市高良一丁目11番12号
那覇市高良一丁目11番20号
- 4 名称：具志店舗(増築部分を含む)
- 5 用途：(16)項イ
- 6 管理権原者：具志 誠

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 4 号

令 和 元 年 5 月 7 日

掲 示 済

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する
規程の一部を改正する告示

那覇市選挙管理委員会

委員長 松 田 義 之

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程
(昭和 50 年那覇市選挙管理委員会告示第 23 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]
[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この告示は、令和元年5月7日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(証票)

政治活動用事務所

平成 年 まで
有効

那覇選管 No.

備考 [略]

[改正後 別記]

第1号様式(証票)

政治活動用事務所

年 まで
有効

那覇選管 No.

備考 [略]

[改正前 別記]

第2号様式(申請者が候補者等の場合における証票交付申請書)

[略]

平成 年 月 日

[略]

備考 [略]

[改正後 別記]

第2号様式(申請者が候補者等の場合における証票交付申請書)

[略]

年 月 日

[略]

備考 [略]

[改正前 別記]

第3号様式(申請者が後援団体の場合における証票交付申請書)

[略]

平成 年 月 日

[略]

平成 年 月 日

備考 [略]

[改正後 別記]

第3号様式(申請者が後援団体の場合における証票交付申請書)

[略]

年 月 日

[略]

年 月 日

備考 [略]

那覇市選挙管理委員会告示第 5 号

令 和 元 年 5 月 7 日

掲 示 済

那覇市選挙人名簿の閲覧に関する事務執行規程の一部を改正する告示

那覇市選挙人名簿の閲覧に関する事務執行規程（平成 18 年那覇市選挙管理委員会告示第 26 号）の一部を次のように改正する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 松 田 義 之

改正前	改正後
[第1号様式 その(1) 別記]	[第1号様式 その(1) 別記]
[第1号様式 その(2) 別記]	[第1号様式 その(2) 別記]
[第2号様式 その(1) 別記]	[第2号様式 その(1) 別記]
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この告示は、令和元年5月7日から施行する。

〔改正前 別記〕

第 1 号様式 その(1)

〔略〕

〔略〕	
6 閲覧の期間	<u>平成</u> 年 月 日 () ～ <u>平成</u> 年 月 日 ()
〔略〕	

備考 〔略〕

上記のとおり閲覧を許可する。 <u>平成</u> 年 月 日	〔略〕
-----------------------------------	-----

〔改正後 別記〕

第 1 号様式 その(1)

〔略〕

〔略〕	
6 閲覧の期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
〔略〕	

備考 〔略〕

上記のおり閲覧を許可する。 年 月 日	〔略〕
------------------------	-----

〔改正前 別記〕

第 1 号様式 その(2)

〔略〕

〔略〕	
6 閲覧の期間	<u>平成</u> 年 月 日 () ～ <u>平成</u> 年 月 日 ()
〔略〕	

備考 〔略〕

上記のとおり閲覧を許可する。 <u>平成</u> 年 月 日	〔略〕
-----------------------------------	-----

〔改正後 別記〕

第 1 号様式 その(2)

〔略〕

〔略〕	
6 閲覧の期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
〔略〕	

備考 〔略〕

上記のとおり閲覧を許可する。 年 月 日	〔略〕
-------------------------	-----

〔改正前 別記〕

第2号様式 その(1)

〔略〕

〔略〕	
6 閲覧の期間	<u>平成</u> 年 月 日 () ～ <u>平成</u> 年 月 日 ()
〔略〕	

備考 〔略〕

上記のとおり閲覧を許可する。 <u>平成</u> 年 月 日	〔略〕
-----------------------------------	-----

〔改正後 別記〕

第2号様式 その(1)

〔略〕

〔略〕	
6 閲覧の期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
〔略〕	

備考 〔略〕

上記のとおり閲覧を許可する。 年 月 日	〔略〕
-------------------------	-----

〔改正前 別記〕

第3号様式

〔略〕

平成 年 月 日

〔略〕

平成 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの選挙人名簿の抄本の閲覧状況は、次のとおりである。

〔略〕

〔改正後 別記〕

第3号様式

〔略〕

年 月 日

〔略〕

年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの選挙人名簿の抄本の閲覧状況は、次のとおりである。

〔略〕

